

自動車検査独立行政法人
平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業 務 運 営 の 評 価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施の徹底 ①検査における信頼性の維持・向上 自動車の検査を通じて、自動車の安全確保と環境保全に貢献する検査法人の使命を確実に果たすため、自動車技術の進展、自動車の多様化、その他社会的要請に基づく様々な検査ニーズに適切に対応すべく、審査業務の的確な実施と業務の質の向上に向けた取組を推進します。	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施の徹底 ①検査における信頼性の維持・向上 自動車の検査を通じて、自動車の安全確保と環境保全に貢献する検査法人の使命を確実に果たすため、自動車技術の進展、自動車の多様化、その他社会的要請に基づく様々な検査ニーズに適切に対応すべく、審査業務の的確な実施と業務の質の向上に向けた取組を推進します。	A	○電気自動車等の新技術に対応した審査方法の整備、不当要求防止対策の充実、高度化施設の活用、街頭検査の強化、盗難車両対策への貢献等、審査業務の的確な実施と業務の質の向上に向けた取組を推進している。 ○改造自動車及び並行輸入自動車の審査において、検査票の記載内容について複数職員によるダブルチェックを行うとともに、事務所内及び検査部内における情報共有を図るため、事務所内等において定期的（少なくとも月2回）に打ち合わせを行うことを徹底している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	

②新基準等に対応した審査方法等の整備等 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の適切な見直しを行うとともに、的確な審査が実施できるよう必要な体制の整備を図ります。また、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化するとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を行う等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。	②新基準等に対応した審査方法等の整備等 社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の適切な見直しを行うとともに、的確な審査が実施できるよう必要な体制の整備を図ります。また、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化するとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を行う等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。	S ○道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正等に対応して<u>審査事務規程を改正(20項目)</u>するとともに、<u>職員に対する研修・教育</u>を充実することにより、必要な審査方法の策定や体制の整備を行っている。また、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化するとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を行うべく、審査事務規程を改正している。 ○<u>電気自動車等における高電圧の感電保護に関する審査方法を世界に先駆けて策定</u>するとともに、審査マニュアルを改正することにより電気自動車等の新技術に対しても的確な審査ができるよう整備している。 ○複雑化する基準に対応するため、<u>検査時に車両に適用される基準を容易に検索・閲覧できるソフトウェアを格納したタブレットPC</u>について、灯火装置に加え、<u>乗車装置、車枠・車体に係る基準を追加する改修</u>を行っている。 ○全国の指定整備工場に対して、規程の改正内容の周知徹底を図るために実施される講習会において検査法人職員が講師を務めている。 以上のとおり、特に電気自動車等の感電保護に関する審査方法については、世界に先駆けて策定し審査マニュアルを作成するなど、新技術に対する的確な審査ができるよう整備し、また、タブレットPCの機能を追加するなど、年度計画に規定していない内容にも積極的に取り組んだことから、優れた実施状況にあると認められる。
--	--	---

③不当要求防止対策の充実 検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、本部・検査部役職員による調査・指導や定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。また、防犯カメラ、ICレコーダー等、不当要求防止に資する機器の導入、更新を適切に実施します。	③不当要求防止対策の充実 検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の方々に対して、公平に提供することが最も重要な任務の一つであることから、それを徹底していくため、引き続き、本部・検査部役職員による調査・指導や定期的な職場点検による適正な業務執行の意識徹底、不当要求防止責任者の選任及び巡回指導による管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化をはじめとして各種対策を実施します。また、防犯カメラ、ICレコーダー等、不当要求防止に資する機器の導入、更新を適切に実施します。	A	○不当要求対策として、本部・検査部役職員が調査指導を実施するとともに、事務所等において、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び<u>警察との連携強化、防犯カメラ、ICレコーダー等の機器の導入・更新</u>などを実施している。また、ICレコーダーの電池の残量切れによって、不当要求時の内容が録音されていない事案が見られたことから、<u>ICレコーダーの電池切れを防止する確実な充電対策を定め、その徹底</u>を図っている。 ○不当要求が多く発生している7事務所等の警備の強化、全国における<u>107回の緊急事態を想定した実地訓練</u>などを実施している。 ○各種不当要求対策の結果、<u>平成24年度の不当要求の発生件数は171件と前年度比25%減少</u>している。また、職員への暴力行為は、全体の2%と昨年度と同様となっている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	中期目標期間を通して、対策の充実や発生件数の減少に期待。
④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国土交通省と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質の向上などへのサービス向上に向けた最適な人材の確保に努めます。	④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国土交通省と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質の向上などへのサービス向上に向けた最適な人材の確保に努めます。	A	○<u>国等との人事交流を円滑に行うとともに、職員採用試験を実施し</u>、専門的な知識を有する者を確保するなどにより、審査業務の質の向上が期待できる<u>最適な人材確保に努めている</u>。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
⑤職員能力の向上 審査の質を維持するため、検査業務の習熟度に応じた研修プログラムを整備するとともに、その内容の充実を図ります。また、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新	⑤職員能力の向上 審査の質を維持するため、検査業務の習熟度に応じた研修プログラムを整備するとともに、その内容の充実を図ります。また、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するた	A	○<u>職員の検査業務の習熟度に応じた研修等を引き続き実施するとともに、審査業務の高度化、新基準及び電気自動車等新技術を搭載した自動車の審査に対応するための研修・教育を実施した</u>。 ○新規採用者に対する研修を補完するために	

たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。 また、研修内容の習熟度向上を図るためe-ラーニングシステムを補完的に活用する等により、研修がより効果的なものとなるよう努めます。	め、新たな検査における判定等を的確に行えるようにするための研修を行います。 また、研修内容の習熟度向上を図るためe-ラーニングシステムを補完的に活用する等により、研修がより効果的なものとなるよう努めます。	構築した、<u>審査における安全作業のe-ラーニングシステム</u>を活用する等により、研修がより効果的なものとなるよう努めた。 ○研修を補完するため様々な車両の検査における注意点、不正改造や不正受検の実例、対応策等をまとめた <u>e-ラーニング資料の活用</u>を徹底し、研修がより効果的なものとなるよう努めた。 ○中央実習センターでの研修の他、<u>改造自動車の多い検査部において、改造自動車の審査等に関する研修</u>を実施した。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。
◎職員の意欲向上 職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。	◎職員の意欲向上 職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施を徹底し、かつ、向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や緊急時の対応状況等を評価し、表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。	A ○業務への取組意欲の向上を図るため、<u>多様な業績を取り上げ、以下のとおり業績表彰</u>を行うこととしている。 ・届出打刻と相違する刻印字体の発見1名 ・連続無事故を達成した組織10事務所 ○<u>業務改善に向けた取組を奨励・支援</u>した結果、検査を効率的に実施するための器具の製作等<u>全国で16件の取組</u>が行われている。このうち、<u>特に優れた取組である5件については、理事長表彰</u>を行うこととしている。 ○これらの業績や改善に向けた取組は、<u>イントラネット</u>等によって広く<u>全国に展開</u>され、更なる業務への取組の意欲向上を図るとともに、他事務所等において活用・改善が図られる体制が整備されている。その結果、全国展開が図られている。 ○職員が改善提案等を容易に発信できるよう「NAV」ポスト」で常時提案を受け付け、業務改善の検討に活用した。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。

⑦内部統制の充実 業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し理事長巡視、本部・検査部役職員による調査・指導等を計画的に実施します。加えて、WEB会議システム等の活用により、地方事務所等の職員の意見を本部役職員が直接把握する機会の確保に努めます。 また、監事監査において、内部統制のモニタリングが実施される等、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。	⑦内部統制の充実 業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し理事長巡視、本部・検査部役職員による調査・指導等を計画的に実施します。加えて、WEB会議システム等の活用により、地方事務所等の職員の意見を本部役職員が直接把握する機会の確保に努めます。 また、監事監査において、内部統制のモニタリングが実施される等、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。	A	○23事務所への理事長巡視を実施し、ミッションの現場職員への周知徹底、リスクの把握・対応を実施している。 ○各事務所等に対して、本部による<u>計画調査・指導を12か所、無通告臨時調査・指導2か所、検査部による調査・指導を44か所実施している。</u>また、<u>管理業務に特化した本部による指導調査を4か所実施している。</u> ○<u>監事監査について、12か所で監査事項に対応した専門知識等を有する職員が補助を行っている。</u> ○理事会出席、アンケート・ヒアリング等により、<u>理事長のマネジメントに関する事項について監事監査を受けている。</u> ○監事監査において把握された改善点については、<u>規程に基づき理事長より監事に対し3ヶ月以内に対応を報告している。</u> ○WEB会議システムを活用し、本部及び事務所間並びに検査部及び事務所間で意見交換を行い、事務所の現状の把握、情報の共有化等を推進することにより、業務の円滑な実施に努めている。 ○<u>検査部単位で管理職による個別の意見交換を各職員との間で行い、職員間の意思疎通の充実を図った。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
(2) 業務の質の向上に資する検査の高度化の推進 ①高度化施設の活用 (ア)不正な二次架装及び不正受検の防止 第二期中期目標期間中に導入した、新規検査等における車両の状態を画像等で取得する機器及び検査結果等について電子的に記録・保存する機器（以下「高度化施設」という。）を活用し、継続検査等に	(2) 業務の質の向上に資する検査の高度化の推進 ①高度化施設の活用 (ア)不正な二次架装及び不正受検の防止 第二期中期目標期間中に導入した、新規検査等における車両の状態を画像等で取得する機器及び検査結果等について電子的に記録・保存する機器（以下「高度化施設」という。）を活用し、継続	A	○高度化施設の運用において、<u>新規検査等において取得した画像と継続検査等における車両の照合を順次開始することにより、受検者に対して不正受検の抑制を促すとともに、継続検査における不正二次架装等の不正受検の排除に努めている。</u>	

おいては、新規検査時に画像を取得した検査車両について、取得した画像と実際の車両の照合を行う等により検査後の二次架装や受検車すり替え等の不正受検を防止します。	続検査等においては、新規検査時に画像を取得した検査車両について、取得した画像と実際の車両の照合を行う等により検査後の二次架装等の不正受検を防止します。 さらに、平成24年度においても昨年度に引き続き、当該施設への習熟度に応じて円滑な運用を図り、これにより受検車すり替え等の不正受検の防止に努めます。		
(イ)検査情報の有効活用 高度化施設により取得した検査情報を適切に管理しつつ、この情報がリコールをはじめとした各種国土交通施策に有効活用されるよう、検査情報の活用、分析によるリコールに繋がる可能性がある不具合の抽出や検査の重点化のための分析手法、点検・整備の促進に向けた取組等について国土交通省と連携して検討し、有効活用の取組を実施します。	(イ)検査情報の有効活用 高度化施設により取得した検査情報を適切に管理しつつ、その有効活用に必要な体制等について、国土交通省と連携して検討します。	○電子化された検査情報を規程に基づき適正に管理している。 ○高度化施設により取得した検査情報をリコールをはじめとした各種国土交通施策に有効活用されるよう、<u>国土交通省と連携して、抽出すべき情報、その集計・分析体制等について、平成25年度に予定されている国土交通省のシステム改善の検討を実施</u>している。	
(ウ)受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な点検・整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく高度化施設により取得した検査情報を活用し、測定値等による情報提供を行うための手法について検討し、準備が整い次第、順次情報提供を行うこととします。	(ウ)受検者への審査結果の情報提供 利用者の方々に適切な点検・整備を実施していただくことを促進する観点から、審査結果に係る情報を準備が整い次第、順次提供します。	○適切な点検・整備を促進する観点から、<u>不合格であった車両の受検者に対して、高度化施設によって得られた測定値等の検査情報の提供を順次開始</u>した。	
(エ)効率的な運用の推進 高度化施設の運用にあたっては効率的な検査体制を整備する等により、極力、受検者の待ち時間の縮減に努めます。また、高度化施設の本格運用後においては、その効果について効率性も含めて検証し、その結果をホームページなどで公表します。	(エ)効率的な運用の推進 高度化施設の運用にあたり、極力、受検者の待ち時間を縮減するため、職員に対し高度化施設の習熟を図るとともに、効率的な審査体制を整備します。また、引き続き、効率性も含めたその効果の検証方法について検討します。	○不正二次架装等の不正受検の防止、点検整備の促進等の国土交通省の施策に貢献するため、効率的な審査を実施すべく高度化施設を導入し運用を開始した。 ○高度化施設の運用にあたっては、効率的な運用を推進すべく、職員における高度化施設の習熟度の向上を図るとともに、高度化施設の実用性の改善及び予約枠の見直しなどを実	

			施している。 以上のとおり、(ア)～(エ)を総合すると、着実な実施状況にあると認められる。	
②審査方法の改善 (ア)電気自動車等の新技術への対応 自動車技術の進展に的確に対応し、その普及のための環境を整備します。具体的には、今後、急激な増加が見込まれる電気自動車の安全かつ適切な審査を確保するため、審査マニュアルの策定、職員講習を行うなど審査体制の整備を図ります。	②審査方法の改善 (ア)電気自動車等の新技術への対応 電気自動車等について、平成23年度に策定した審査マニュアルを活用した職員講習を行うなどにより、平成24年7月から適用される新基準に対応し、安全かつ適切な審査を実施します。	A	○世界に先駆けて策定された電気自動車等における高電圧の感電保護に係る審査マニュアルについて、平成24年7月から適用される新基準に対応して改正するとともに、当該マニュアルを活用した電気自動車等に関する職員研修を拡充している。	
(イ)大型貨物自動車等の審査の充実 交通事故等が発生した場合、大きな被害に結びつく可能性が高い大型貨物自動車等の審査の充実・強化を図ります。具体的には、大型貨物自動車等に装着される速度抑制装置の不正改造等に対応するため、その作動状況の審査方法を検討し開発を進め、その導入を目指します。 また、大型貨物自動車等の審査をより適正かつ効率的に実施するため、制動力やスピードメータの誤差等を同一場所で計測できるマルチテストの開発を進め、その導入を目指します。	(イ)大型貨物自動車等の審査の充実 大型貨物自動車等の審査において、速度抑制装置の不正改造等に対応するとともに、制動力やスピードメータ等の審査をより適正かつ効率的に実施するため、新たなマルチテストを試行的に導入します。		○大型貨物自動車等の審査において、速度抑制装置の機能確認が可能であり、制動力やスピードメータ等の審査をより適正かつ効率的に実施できる新たなマルチテストを開発検査部に試行的に導入した。	
(ウ)高度化する排出ガス低減技術への対応 高度化する排出ガス低減技術に的確に対応した審査を実施するため、車載式故障診断装置を活用した排出ガス検査方法の検討を進め、その導入を目指します。	(ウ)高度化する排出ガス低減技術への対応 高度化する排出ガス低減技術に的確に対応した審査を実施するため、関係者と連携し、車載式故障診断装置を活用した検査の導入に当たっての課題への対応を検討します。		○車載式故障診断装置を活用した排出ガスの検査の導入に関する効果及び課題を検討するとともに、検査に活用できる試作機の仕様検討のための体制を整備している。	

(工) 走行実態に即した審査方法の検討 自動車の検査をより一層実走行に近いものとするための審査方法の調査・検討及び必要な検査機器の導入を目指します。具体的には、制動力の審査方法について検討を行います。	(工) 走行実態に即した審査方法の検討 制動力の審査方法をより一層実走行に近いものとするため、摩擦係数の高いローラーに変更する等の改善を実施した検査機器について、効果、耐久性等の評価を行います。		○制動力の審査方法をより一層実走行に近いものとするため、<u>摩擦係数の高いローラーに変更する等の改善を実施した検証用の試作機により、効果、耐久性等の評価を開始している。</u>	
(オ) 自動車の改造に係る審査手法の改善 多様化している自動車の改造に係る審査手法及び体制を改善し、適切な審査が確実に行われるよう努めます。	(オ) 自動車の改造に係る審査手法の改善 多様化、複雑化している自動車の改造に対応すべく、よりの確な審査手法及び体制について検討します。		○改造自動車の的確な審査に必要となる知識を養うため、<u>改造自動車審査用の補助資料を策定している。</u> ○多様化している自動車の改造に対応すべく、<u>改造自動車に係る職員研修を実施するとともに、改造自動車の審査にあたっては、ダブルチェック体制の徹底を図っている。</u>	
(カ) その他 検査業務の高度化・改善等の検討に当たっては、CITA（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うなどにより、国際的な動向や費用対効果も踏まえた上で実施します。	(カ) その他 検査業務の高度化・改善等の検討に当たっては、CITA（国際自動車検査委員会）等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うなどにより、国際的な動向や費用対効果も踏まえた上で実施します。		○平成24年12月のCITAアジア・オーストラレーシア地域会合に職員を派遣し、諸外国の行政機関等と情報交換を行うとともに、検査法人の第3期中期計画における取組等について情報提供を行っている。 ○<u>欧州の検査場における検査機器の導入状況、検査項目、検査情報の活用方策等について調査を行っている。</u> ○自動車基準認証国際化研究センター（JAS-IC）に設置されている検査整備制度調査部会の部会長を務めるなど積極的に国土交通省の施策に貢献しつつ、諸外国の検査整備制度に関する動向の調査等を行っている。 以上のとおり、（ア）～（カ）を総合すると、着実な実施状況にあると認められる。	
③新たな審査方法の検討 自動車検査の質を高め、審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置を活用した燃費に影響する項目の診断、著しい排出ガスや騒音を出す自動車を路上で常時監視する機器を用いた検査、必要な点検・整備が実施されていない自動	③新たな審査方法の検討 自動車検査の質を高め、審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置を活用した燃費に影響する項目の診断、著しい排出ガスや騒音を出す自動車を路上で常時監視する機器を用いた検査、車齢が高い自動車、必要な点検・整	A	○車載式故障診断装置の機能や諸外国での検査の手法などについて情報収集を行っている。 ○著しい排出ガスを出す自動車を路上で常時監視する機器について情報収集を行っている。 ○車齢が高い自動車、必要な点検・整備が実施	

車に対する検査等、自動車や検査機器の技術の進展状況等に応じて、新たな審査手法の調査検討を行います。	備が実施されていない自動車に対する検査等、新たな自動車検査の導入に資する自動車技術及び検査技術について、幅広い情報収集に努めます。	されていない自動車に対する検査項目の候補を検討し、<u>ブレーキ液の劣化を検知する機器等の情報収集</u>を行っている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
(3) 受検者等の安全性・利便性の向上 ① 受検者等の事故防止対策の実施 不慣れな受検者でも安心して利用いただけるよう案内・注意喚起表示等を充実させるとともに、安全作業マニュアルの徹底、事故防止に係る研修の充実、事故分析に基づく効果的な再発防止対策等の立案とその徹底により、受検者等の事故の削減を図ります。特に人身事故については、中期目標期間中において確実に減少するように効果的な対策を講じ、中期目標期間中である平成23年度～27年度の平均発生件数を平成22年度に比べて10%以上削減します。 また、上記の事故防止対策に加え、職員に対する安全衛生管理、熱中症対策を実施する等、安全で働きやすい職場環境づくりに努めます。	(3) 受検者等の安全性・利便性の向上 ① 受検者等の事故防止対策の実施 不慣れな受検者でも安心して利用いただけるよう案内・注意喚起表示等を充実させるとともに、安全作業マニュアルの徹底、事故防止に係る研修の充実、事故分析に基づく効果的な再発防止対策等の立案とその徹底により、受検者等の事故の削減を図ります。特に人身事故については、中期目標期間中である平成23年度～27年度の平均発生件数を平成22年度に比べて10%以上削減するという目標を達成するため、調査・指導の重点項目とするとともに、発生した人身事故について原因分析を実施し、効果的な再発防止又は被害軽減の対策を実施、徹底します。 また、上記の事故防止対策に加え、職員に対する安全衛生管理、熱中症対策を実施する等、安全で働きやすい職場環境づくりに努めます。	B ○平成24年7月末時点での事故件数（10件）の多さに鑑み、「<u>人身事故非常事態宣言</u>」を8月に発令し、職員に人身事故に関して緊急的に注意を促し。その後、<u>10月に策定した「人身事故非常事態宣言発令のまとめ」において、重点活動取り組み領域として、職員による安全上の不注意が原因の事故及び受検者による事故への対応等を基本にソフト面及びハード面から事故防止対策を各種実施している。</u> ○理事長巡視、検査部管内所長会議やWEB会議などあらゆる機会を通じて、職員に対して<u>事故防止の注意喚起を促している。</u> ○年度当初の事故件数の多さが影響し、<u>平成24年度の人身事故件数は平成23年度に比べ4件増加し21件となっているものの、上記の取組により第4四半期（平成25年1月～3月）の人身事故件数は2件と改善が見られている。</u> ○検査職員の安全衛生管理、ひいては検査場における事故防止の観点から、スポットクレーンの設置など熱中症対策を実施している。 以上のとおり、中期目標を達成するためには、毎年度の人身事故件数を15件とすることが目安であるが、平成24年度は21件となっている。一方、「人身事故非常事態宣言」を発令し、策定した「人身事故非常事態宣言とりまとめ」に基づき、各種事故防止策を実施し、人身事故件数が減少するなど着実に成果をあげている。	改善の着実な実施に期待。

			今後、これら事故防止策が引き続き有効に機能すると考えられることから、概ね着実な実施状況にあると認められる。	
②利用しやすい施設と業務運営 (ア)施設・設備の適切な老朽更新等 検査機器の老朽更新については、予算に制約がある中、適切に管理するとともに、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を行うことにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成22年度に比べ期末において10%以上削減し、利便性の向上を図ります。	②利用しやすい施設と業務運営 (ア)施設・設備の適切な老朽更新等 検査機器の老朽更新については、予算に制約がある中、適切に管理するとともに、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を行うことにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成22年度に比べ4%以上削減し、利便性の向上を図ります。	A	○故障発生の可能性が高く、審査業務への影響度が大きい旧式の<u>検査機器</u>（大小兼用機器9基、マルチテスタ9基、二輪機器3基）の<u>老朽更新を行っており、これら全てに音声誘導装置等を装備している</u>。また、機器メーカーに対して、<u>定期点検の確実な実施及び故障への迅速な対応等を要請</u>するなど、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間の縮減に努め、利便性の向上を図っている。この結果、検査機器の故障等による<u>検査コース閉鎖時間は、平成22年度と比較して30%減少</u>している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
(イ)利用しやすい施設の整備 中期目標期間中に更新又は新設する検査機器（各検査機器で125基程度）については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。 また、大型貨物自動車等の検査機器については、受検者の安全性、利便性向上のため制動力やスピードメータの誤差等を同一場所で計測できるマルチテスタの開発を進め、その導入を目指します。	(イ)利用しやすい施設の整備 平成24年度中に更新又は新設する検査機器（各検査機器で20基程度）については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。 また、大型貨物自動車等の検査機器については、受検者の安全性、利便性向上のため制動力やスピードメータの誤差等を同一場所で計測できる新たなマルチテスタを試行的に導入します。	A	○平成24年度に更新又は新設した自動方式検査機器には、<u>すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備している</u>。 ○また、大型貨物自動車等の審査において、<u>制動力やスピードメータの誤差等を同一場所で計測できる大型マルチテスタの試作機を導入した</u>。 ○受検者の安全性、利便性向上のため、<u>検査場内の凹凸部等にトラテープ等の表示</u>を行っている。 ○被災地においては、津波の被害に遭った車両を代替するため、<u>新規検査が増加</u>しており、<u>岩手事務所においては</u>、受検者の利便性向上のため、他事務所において撤去予定であった検査機器を平成22年に廃止したコースに移設し<u>コースを増設</u>している。	

			以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
(ウ) 受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。	(ウ) 受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者に対してアンケート調査を実施するなどにより、受検者の要望の把握に努めます。	A	○受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者の要望を把握すべく、 <u>受検者に対してアンケート調査を実施している。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
(エ) 国土交通省と連携した予約制度の運用 的確で厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国土交通省と連携して検査の予約制度を適正に運用します。	(エ) 国土交通省と連携した予約制度の運用 的確で厳正かつ公正な審査を実施しつつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国土交通省と連携して検査の予約制度を適正に運用します。また、引き続き、受検者の要望等を踏まえて必要な改善を検討します。	A	○ <u>予約システムを大きなトラブルなく運用するとともに、ユーザーの利便性の向上を図るため、予約システム用端末の増設、必要なシステムの改善及び予約枠の見直しを実施している。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
(4) 自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア) 街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、中期目標期間中に55万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。 また、国と連携し、不正改造車の使用等が多いと想定される地域や場所、状況等を把握し、当該地域や場所、状況等において重点的に検査を行うなどにより、効率的かつ効果的な街頭検査に努めます。	(4) 自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア) 街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、11万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。 また、国と連携し、不正改造車の使用等が多いと想定される地域や場所、状況等を把握し、当該地域や場所、状況等において重点的に検査を行うなどにより、効率的かつ効果的な街頭検査に努めます。	S	○国土交通省及び各都道府県警察等の協力を得て、検査回数の増加に努めており、 <u>13,2万台の車両について街頭検査を実施し、目標値を20.0%上回っている。</u> ○街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「カスタムカーショーの会場周辺」、「初日の出暴走」や最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査など、 <u>不正改造車の使用等が多いと想定される場所、状況等のより効果的な街頭検査を積極的に実施している。特に平成25年1月に「東京オートサロン」の開催に伴い千葉県で実施した深夜街頭検査については、昨年度の状況を踏まえて、実施場所を拡充し、その対応のため昨年度よりも33名多い69名の法人検査官を出動させ、133台の検査を行い、うち113件の整備命令書を交付等する多大な成果</u>	街頭検査実施にあたり、各都道府県警察とのより緊密な協力体制に期待。 (取り締る側と取り締まれる側でのイタチごっこにならないように、街頭検査の実施方法の検討が必要)

			をあげた。 以上のとおり、平成 23 年度末に常勤職員 9 名を削減した体制のもと、街頭検査の目標台数を大幅にクリアしており、また、「東京オートサロン」対応の大規模深夜街頭検査を拡充するなど、全国各地で行われる車関係のイベント等をふまえ、各都道府県警察と情報収集などの連携を強化し、不正改造車が多いと想定される場所、状況等での街頭検査を重点化及び拡充して実施しており、優れた実施状況にあると認められる。	
(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。	(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。	A	○<u>4つのカスタムカーショーに自動車検査官を延べ44名派遣</u>しており、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行が出来ない旨の表示をしていない<u>展示車両216台に対して文書等により注意喚起</u>している。 ○<u>カー用品販売の14店舗に自動車検査官を延べ37名派遣</u>しており、保安基準に適合しないおそれのある77件について、<u>適切な表示等を行うよう注意喚起</u>している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
②不正受検等の排除 高度化施設の活用等により、国土交通省と連携して、より一層、不正受検等の排除に努めます。	②不正受検等の排除 高度化施設の活用等により、国土交通省と連携して、より一層、不正受検等の排除に努めます。	A	○高度化施設の運用において、<u>新規検査等において取得した画像と継続検査等における車両の照合を順次開始</u>することにより、受検者に対して不正受検の抑制を促すとともに、継続検査における不正二次架装等の不正受検の排除に努めている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	

③その他 (ア)盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国土交通省への通報の取組を行います。	③その他 (ア)盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番号の改ざん受検事案について、国土交通省への通報の取組を行います。	A	○自動車の盗難防止等にさらに貢献するため、<u>ネットワークシステムを活用し、車台番号の改ざん事例の全国展開等により、職員による改ざん等に関する確認能力の向上を図り、本来の字体とわずかに相違する車台番号の改ざん等を145件発見し、国土交通省地方運輸支局等へ通報を行っている。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	不正打刻に対応するためのIT機器等の導入を今後期待。
(イ)利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。 審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。	(イ)利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。 審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。	A	○<u>春秋の全国交通安全運動に参画している他、不正改造車排除運動、点検整備推進運動及びディーゼルクリーン・キャンペーンに参画しており、街頭検査等を通じ審査業務に関する理解の向上に努めている。</u> ○<u>審査事務規程等自動車の審査に係る最新の情報や環境報告書をホームページに掲載している。</u> ○<u>深夜街頭検査の実施結果等に関するインターネットによる広報を9回行っている。</u> ○<u>来場者数3万人を超える国際オートアフターマーケット EXPO2013 において、自動車検査の現状と今後の方向性について講演するとともに、当法人の業務及び取り組みを紹介する展示を行うなど、審査業務に関する理解の向上に努めている。</u> ○<u>審査業務の紹介ビデオを作成し、ホームページに掲載するなど、広報活動の充実を図っている。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	

(5) 国土交通省、関係機関との連携強化 ①リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。 また、高度化施設により取得した検査情報を活用し、リコールに繋がる可能性がある不具合の抽出のための分析手法等について国土交通省と連携して検討し、有効活用 of 取組を実施します。	(5) 国土交通省、関係機関との連携強化 ①リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。 また、高度化施設により取得した検査情報の有効活用に必要な体制等について、国土交通省と連携して検討します。	S	○国土交通省におけるリコールに該当する不具合の早期発見、ひいては迅速なリコールに繋がるよう、<u>日常の審査業務の中で車両の不具合情報の収集に努め、不具合情報24件を国土交通省に報告している。また、当法人からの情報提供により6件がリコール届出されている。</u> ○高度化施設により取得した検査情報を活用し、<u>リコールに繋がる可能性がある不具合の抽出のための分析手法等について、国土交通省と連携して検討を開始している。</u> 以上のとおり、車両の不具合情報の収集については、リコール事案の影響の大きさを理解し、日々の審査業務を行うことが必要であり、インターネットへの掲載等を通じてその醸成に努め、その結果、不具合情報の提供件数が増加しており、優れた実施状況にあると認められる。	
②効率的な実施体制の検討 高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合等に的確に対応するため、国土交通省や自動車型式審査、リコール、研究業務等を実施している独立行政法人交通安全環境研究所との連携を一層強化すべく、効率的な実施体制を検討します。	②効率的な実施体制の検討 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）等で国の検査・登録業務との一体化、独立行政法人交通安全環境研究所との統合が決定されたことを踏まえ、また、高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合等に的確に対応するため、国土交通省や交通安全環境研究所との連携を一層強化すべく、効率的な実施体制を検討します。	A	○「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）が当面凍結されたことから、<u>独立行政法人の見直しに関する政府における今後の検討を踏まえ、改めて検討することとしている。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
③点検・整備促進への貢献等 適切な点検・整備が促進されるよう高度化施設により取得した検査情報を活用し、測定値等による情報提供を行うための手法の検討や街頭検査、国が行う各種キャンペ	③点検・整備促進への貢献等 適切な点検・整備が促進されるよう高度化施設により取得した検査情報を活用し、測定値等による情報提供を行うための手法の検討や街頭検査、国が行う各	S	○適切な点検・整備を促進する観点から、受検者への検査結果の情報提供手法等について検討を行い、<u>不合格であった車両の受検者に対して、高度化施設によって得られた測定値等の検査情報の提供を準備が整った事務所</u>	検査結果の提供のさらなる推進に期待。

ーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行います。また、国土交通省が行う指定整備工場の検査員研修等に講師を派遣するなどの支援に努めます。	種キャンペーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行います。また、国土交通省が行う指定整備工場の検査員研修等に講師を派遣するなどの支援に努めます。	等から順次開始している。 ○街頭検査や各種キャンペーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行っている。 ○国土交通省が行う指定整備工場の検査員研修等に講師を派遣するとともに、日常業務においても指定整備工場等からの審査事務規程の内容に関する質問に対応している。 以上のとおり、中期計画においては、情報提供の手法やコスト、個人情報等の観点等さまざまな評価を慎重におこなう必要があるため、検査結果の情報提供の手法検討までとしていたものの、検討・試行・アンケート等を積極的に実施することで、平成24年度に不合格車両のユーザーに対して、準備が整った事務所等から検査結果の提供を順次開始していることから、優れた実施状況にあると認められる。
	④その他 大型貨物自動車に対する衝突被害軽減ブレーキの保安基準が制定されたことに伴い、当該装置の装着車に対してその保安基準適合性審査を行うとともに、税制特例措置対象車両であることの確認を適切に行い、国へ通知します。	A ○衝突被害軽減ブレーキが装着されている大型貨物自動車に対しては、保安基準適合性審査を行うとともに、<u>税制特例措置対象車両であることの確認</u>を適切に行い、国へ通知した。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営 ①要員配置の見直し 国土交通省において、指定整備率の一層の向上などにより継続検査業務の民間参入の拡大を図る中、検査法人においては、継続検査に係る業務量及び重点化する新規検査、街頭検査、構造等変更検査等の	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営 ①要員配置の見直し 国土交通省において、指定整備率の一層の向上などにより継続検査業務の民間参入の拡大を図る中、検査法人においては、継続検査に係る業務量及び重点化する新規検査、街頭検査、構造等変更検査等の	A ○平成24年度の審査件数については、平成23年度に比べ若干減少しているものの、<u>作業量の多い新規検査の件数が増加している。更に、近年の基準改正及び不正二次架装等に対応するため、検査時における確認項目が増加しているなど検査における実質的な業務量は増加してきている。</u> ○このような状況の中、総人件費改革に基づき

業務量の変化を的確に把握した上で、継続検査業務に従事する職員を中心とする人員の削減も含めた要員配置の見直しを行い、事務所等毎の要員の配置計画を策定・実施することにより、適切かつ効率的な業務運営に努めます。また、併せて継続検査に関する検査コース数の見直しも実施します。 これらの検討にあたっては、年度末等の繁忙期においても業務に支障をきたさないよう配慮します。	査等の業務量の変化を的確に把握した上で、事務所等毎の要員及び検査コースの効率的な配置について検討します。 これらの検討にあたっては、年度末等の繁忙期においても業務に支障をきたさないよう配慮します。		<u>平成23年度末に常勤職員9名を削減した体制のもと、的確に業務を実施するため、要員配置の見直し、検査コース数の削減、職員に対する研修の充実及び高度化施設の改善などに取り組み、効率的な業務の実施に努めている。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
②その他実施体制の見直し 国土交通省における自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否の検討に併せ、検査法人の事務所等の集約・統合化の可否を検討します。 また、本部の東京都23区外への移転について検討し、平成23年度中に結論を得ます。	②その他実施体制の見直し 本部の移転については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において独立行政法人交通安全環境研究所との統合等が決定されたことを踏まえ、組織の見直しに係る検討に応じて、改めて検討を行います。	A	○本部の移転については、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）が当面凍結されたことから、<u>独立行政法人の見直しに関する政府における今後の検討を踏まえ、改めて検討することとしている。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	

(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を6％程度抑制するとともに、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行います。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額）を2％程度抑制します。	(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成23年度に対して7.5％程度抑制します。 また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成23年度に対して2.5％程度抑制します。	A	○一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、システム更改による保守費及び消耗品の購入費を削減するなど経費削減を図ることにより、638百万円（平成23年度比 13.9%減）に抑制している。 ○業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、審査業務に係る消耗品の購入費を削減するなど経費削減を図り、726百万円（平成23年度比 7.9%減）に抑制している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
②随意契約の見直し 国における見直しの取組「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。	②随意契約の見直し 国における見直しの取組「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。	A	○平成21年11月閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、契約監視委員会において点検・見直しを実施しているとともに、新たな随意契約の見直し計画に基づき、<u>真にやむを得ないものを除き、引き続き一般競争入札の推進に努めている。</u> ○引き続き、公告期間の延長、業界新聞等を通じた周知等により、応募者の増加に努めている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
③資産の有効活用 研修施設について、有効活用により自己収入の増加を図る等の観点から効率的な運用を促進します。	③資産の有効活用 研修施設について、有効活用により自己収入の増加を図る等の観点から効率的な運用を促進します。	A	○中央実習センターの一部施設の貸出を促進するためにホームページへの掲載等を引き続き実施している。 ○将来的な自己収入の増加を図る観点から、中央実習センターの食堂施設の一般利用を促進するため、一般利用が可能である旨、掲示等による外部への広報を行い、一般利用を推	

			進している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
④受益者負担の適正化の検討 検査法人が実施する事業について、受益者の負担を適正なものとする観点から、国土交通省と連携しつつ手数料等の適正化に資する検討を行います。	④受益者負担の適正化の検討 検査法人が実施する事業について、受益者の負担を適正なものとする観点から、「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月19日閣議決定）等を踏まえた国土交通省における自動車安全特別会計の見直し作業と連携しつつ手数料等の適正化に資する検討を行います。	A	○「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月19日閣議決定）が当面凍結されたことから、<u>独立行政法人の見直しに関する政府における今後の検討を踏まえ、改めて検討することとした。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
⑤その他業務運営の効率化 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づき民間委託している研修施設の管理運営業務及び自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務について、適切に管理し、民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、関東検査部管内の事務所23か所から全国への拡大を検討します。 また、自動車検査予約システムの適切な運用による業務の平準化等により、一層の業務の効率化に努めます。	⑤その他業務運営の効率化 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づき民間委託している研修施設の管理運営業務及び自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務について、適切に管理します。加えて、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、関東検査部管内の事務所23か所から全国への拡大を検討するため、実施拡大が可能と考えられる候補地域等について一定の結論を得ます。 また、自動車検査予約システムの適切な運用による業務の平準化等により、一層の業務の効率化に努めます。	A	○いわゆる市場化テストとして民間委託している研修施設の管理運営業務及び自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務について、<u>毎月、委託先から事業の実施状況について報告を受ける等により適切に管理している。</u> ○<u>検査機器の保守管理業務について、民間競争入札の実施拡大が可能と考えられる候補地域として、中部検査部又は近畿検査部管内を抽出し検討した結果、競争性のある応札が確保できそうな中部検査部内において可能性があると考えられるとの結論が得られている。</u> ○また、自動車検査予約システムの適切な運用による業務の平準化等を図るため、<u>予約枠の見直し</u>を行っている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	A	○ <u>予算をもとに計画的かつ適正に執行</u> されており、着実な実施状況にあると認められる。																								
4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を 3,000 百万円とします。	4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の運営資金、収入不足への対応のための経費が必要となる可能性があるため、短期借入金の限度額を 3,000 百万円とします。	—	○平成24年度は該当無し																								
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	—	○平成24年度は該当無し																								
6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用します。	6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使用します。	—	○平成24年度は該当無し。																								
7. その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 <table><tr><td>施設・設備の内容</td><td>予定額(百万円)</td><td>財 源</td></tr><tr><td>審査施設整備費</td><td>12,635</td><td rowspan="4">自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金</td></tr><tr><td>審査場の建替等</td><td>1,825</td></tr><tr><td>審査機器の更新等</td><td>5,176</td></tr><tr><td>審査上屋の改修等</td><td>5,634</td></tr></table>	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源	審査施設整備費	12,635	自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金	審査場の建替等	1,825	審査機器の更新等	5,176	審査上屋の改修等	5,634	7. その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 <table><tr><td>施設・設備の内容</td><td>予定額(百万円)</td><td>財 源</td></tr><tr><td>審査施設整備費</td><td>1,539</td><td rowspan="4">自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金</td></tr><tr><td>審査場の建替等</td><td>0</td></tr><tr><td>審査機器の更新等</td><td>708</td></tr><tr><td>審査上屋の改修等</td><td>831</td></tr></table>	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源	審査施設整備費	1,539	自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金	審査場の建替等	0	審査機器の更新等	708	審査上屋の改修等	831	A	○ <u>計画的かつ適正に執行</u> されており、着実な実施状況にあると認められる。
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源																									
審査施設整備費	12,635	自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金																									
審査場の建替等	1,825																										
審査機器の更新等	5,176																										
審査上屋の改修等	5,634																										
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源																									
審査施設整備費	1,539	自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金																									
審査場の建替等	0																										
審査機器の更新等	708																										
審査上屋の改修等	831																										
※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。		※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の建替等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。																									

(2) 人事に関する計画 ①方針 高度化施設の運用、保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的・一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い、人員を抑制することを目指します。 ②人員に関する指標 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。 また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5% 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直します。 〔参考 1〕 平成 17 年度末の常勤職員数 871 人 期初（H23）の常勤職員数 827 人 期末（H27）の常勤職員数の見込み 818 人 〔参考 2〕 中期目標期間中の人件費の総額見込み 28,419 百万円	(2) 人事に関する計画 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとする等その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。	A	○平成 18 年度から 5 年間で 5% 以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を 23 年度も引き続き実施する観点から、<u>平成 23 年度末に常勤職員 9 名を削減した体制のもと、業務を的確かつ効率的に実施している。</u> ○役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっており、<u>国家公務員の給与水準に照らし適切（ラスパイレス指数 97.9（暫定値））なものとなっている。</u> 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。
--	---	----------	--

(3)自動車検査独立行政法人法(平成14年法律第218号)第16条第1項に規定する積立金の使途 第2期中期目標期間中の繰越積立金は、第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当します。	(3)自動車検査独立行政法人法(平成14年法律第218号)第16条第1項に規定する積立金の使途 第2期中期目標期間中の繰越積立金は、第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当します。	A	○第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間に繰り越した繰越積立金のうち、282百万円を取り崩して当年度の減価償却費に要する費用等に充当した。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
--	--	----------	---	--

＜記入要領＞・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成24年度業務実績評価調査：自動車検査独立行政法人

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：35項目）

SS	0項目	
S	4項目	
A	30項目	
B	1項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

- ・検査法人は、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施するため、新基準等に対応した審査方法の整備、不当要求の防止、職員能力や意欲の向上、内部統制等の取組を推進している。
- ・これらに加え、高度化施設を運用するとともに、検査情報の有効活用や新技術等に対応した審査方法の改善等、業務の質の向上に向けた取組を推進している。
- ・その他、街頭検査については、目標台数を上回るだけでなく、不正改造車が多いと想定される場所、状況で実施する等、効果的かつ効果的な街頭検査に努めている。また、高度な技術が必要となる車台番号の改ざんやリコール事案の発見について、その技術の伝承等に積極的に取り組んでいる。
- ・業務運営の効率化については、新規検査の審査件数の増加、基準改正の項目の増加及び不正二次架装等の防止の対応のため、実質的な業務量は増えているものの、平成23年度末に常勤職員9名を削減した体制のもと、要員配置の見直し、コース数の削減、職員に対する研修の充実及び高度化施設の改善など業務の効率化に努めている。また、一般管理費及び業務経費（所要額を除く。）についても着実に削減を図っている。
- ・以上のとおり中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・基準改正及び二次架装等の不正受検への対応等の社会的要請への対応にあたり、限られた人員の中、業務を的確かつ効率的に実施するためには、引き続き職員の能力及び知識の向上を図る必要がある。
- ・高度化施設の運用を拡充し、不正な二次架装及び不正受検の防止をさらに推進する必要がある。また、高度化施設によって得られた検査情報の有効活用、受検者への審査結果の情報提供等の取組を進めることが必要。
- ・車齢が高い自動車、必要な点検・整備が実施されていない自動車等に対する新たな検査の導入に向けた取組を強化することが必要。
- ・車検場における人身事故については、不慣れな方も受検に来ること、職員が複数の検査コースを担当する等業務が輻輳していることから、管理が難しい部分もあるが、中期目標を達成するため、事故原因の分析、有効な再発防止策の検討・推進を継続的に実施することが必要。
- ・街頭検査の強化や盗難車両対策、リコール対策、点検・整備促進への貢献等については、検査法人ならではの業務であり、引き続き、重点的に実施することが必要。

（その他）

総務省政独委「平成24年度業務実績評価の具体的な取組について」等についても、適切に対応していると認められる（別紙参照）。

総合評価 (SS, S, A, B, Cの5段階)	(評価理由)
A	項目別評点の最頻値